

道路の損傷などを見つけたら、 情報提供をお願いします



ページ番号 1003155 【問い合わせ】維持管理課 ☎ 84-0667

道路や水路を安全な状態に保つためには、異常や不具合の早期発見が重要です。市では、日頃から道路パトロールを行うとともに、みなさんからの情報や要望に対応するよう努めています。

道路通行時や自宅付近などで、次のような箇所を発見した場合は、マイレポはんだ(スマホアプリ)または電話、窓口で維持管理課へお知らせください。

※該当箇所付近の住所をお伝えいただくと、場所を特定しやすいです。

- ◆道路の陥没・穴
- ◆側溝の段差・ガタつき・隙間・破損
- ◆側溝・水路の排水不良・つまり
- ◆道路敷地内の不法投棄・放置自転車等
- ◆通行の支障になる枝木や倒木
- ◆ガードレールやカーブミラーの破損



▲道路の陥没



▲側溝の破損



▲マイレポはんだ
説明動画

※国道、県道および臨港道路は愛知県が管理しているため、市では対応できません。

下記の管理者へ直接ご連絡ください。

- ◆国道(247号、366号線)、県道(名古屋半田線、半田東浦線、碧南半田常滑線、半田環状線など)
：知多建設事務所 維持管理課 ☎21-3249
- ◆臨港道路：衣浦港務所 ☎21-2451

「すぐやる隊」が活躍しています

市が管理する道路・水路の危険箇所や不具合の応急処置にかかる時間を短縮するため、「すぐやる隊」が活動しています。

活動内容

- ◆道路施設の軽微な維持修繕(草刈り、側溝清掃等)
- ◆道路・水路における落下物、不法投棄、放置自転車の撤去
- ◆道路パトロールによる危険箇所の発見及び応急処置 など

令和7年度の活動実績(全687件)

- ◆道路、水路の草刈り(250件)
- ◆水路、側溝の清掃(188件)
- ◆放置自転車、不法投棄の回収(149件)



▲「すぐやる隊」活動の様子

道路や水路の維持管理に関するお願い

台風や局所的な大雨(ゲリラ豪雨)など一度に大量の雨が降った際、家庭ごみなどが道路や水路に流出すると、排水不良の原因となります。浸水被害の拡大を防ぐため、以下の点について、ご協力をお願いします。

- ◆道路上にプランターなどを置かない
- ◆刈り取った草は速やかに片づける
- ◆畑や荒地から土砂などが道路や水路へ流出しないよう対策を行う
- ◆敷地内の樹木の落ち葉などが道路や水路に飛ばないように早めに片づける